

## 火災に遭われた場合のり災ごみの扱いについて

火災により発生した燃え残りの家財等の生活用品、廃木材等の残火物は、建物の用途（一般住宅、アパート、店舗、事務所等）を問わず、酒々井リサイクル文化センターで処分できます。ただし、**火災に遭った建物を解体業者が解体することにより出た解体廃棄物は、建物の用途にかかわらず産業廃棄物になるため受入できません。**

なお、一般住宅等の場合は、ごみ処理手数料が免除される場合があります。

※店舗・事務所等の場合は、ごみ処理手数料がかかります。

### 1 酒々井リサイクル文化センターで受け入れできるもの

#### ○ 受け入れることができる品目

##### (1) 粗大ごみ

- ・柱などの廃木材（長さ 2m 以内、太さ 20 cm以内のものに限る。）
- ・木製の家具、プラスチック製品類

##### (2) 可燃性粗大ごみ

- ・衣類、布団、紙類、畳

##### (3) 可燃ごみ

- ・灰（土砂・泥・石・コンクリートがら・瓦が混じっていないものに限る。）

##### (4) 資源ごみ

- ・アルミ缶・スチール缶・家庭用小型電化製品（家電リサイクル法の該当品目を除く）、その他金属製品等

##### (5) 不燃ごみ

- ・ガラス、陶磁器製品類

※ (1) ～ (5) を分けて搬入してください。

#### ○ 受け入れることができない品目

##### (1) 土砂・泥・石など

##### (2) 瓦・コンクリート類・外壁材・断熱材・石膏ボード・スレート材などの建物廃材

##### (3) 市町が指定している処理困難物（家電リサイクル法の該当品目を含む）

##### (4) 解体業者等が解体することにより出た廃棄物

### 2 搬入時に留意していただくこと

#### ○ 酒々井リサイクルセンターに搬入される方について

酒々井リサイクル文化センターに搬入される方は、被災関係者（本人・家族等）または、被災された住所地の市町から一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者に限定されます。

## ○ 搬入される場合の注意事項

搬入される方は、受け入れ体制等の都合により以下のことを守ってください。

- (1) 上記1の受け入れできる品目（粗大ごみ・可燃性粗大ごみ・可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ）ごとに分けて搬入してください。  
受け入れることができない品目が含まれている場合や、品目毎に分別されていない場合は、受入をお断りする場合があります。
- (2) 消防署発行の「り災証明書」を提示してください。
- (3) 月曜～金曜日（祝日・振替休日・年末年始を除く）8:30～11:30 13:00～16:30  
に搬入してください。

## ○ ごみ処理手数料

10kg毎に350円（10kg未満でも処理基本手数料350円の納付が必要です。）

## 3 ごみ処理手数料が免除される場合があります

### ○ ごみ処理手数料が免除される場合の条件

火災により発生した廃棄物で、次に該当するものは本人の申請により手数料の免除を受けることができます。

- (1) 個人の住宅で火災に遭われた場合の家財等、廃木材。
- (2) アパート等の集合住宅に住んでいる方が火災に遭われた場合の家財等。
- (3) 店舗等との併用住宅に住んでいた場合は、家財等、住宅部分にかかる廃木材。

### ○ 申請方法等

- (1) お住まいの市・町担当課に備え付けの「減免申請書等」に、消防署発行の「り災証明書（写し）」を添付して、市・町担当課に申請してください。担当課から「通知書」や「許可書」が発行されます。
- (2) 火災により発生したり災ごみを搬入されるときに、お住まいの市・町担当課から発行された「通知書」や「許可書」を酒々井リサイクル文化センター計量受付に提出してください。

※火災により発生した廃棄物の酒々井リサイクル文化センターへの搬入毎に「通知書」や「許可書」が必要になります。

#### 問い合わせ先

佐倉市、酒々井町清掃組合  
酒々井リサイクル文化センター  
〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506  
TEL : 043-496-7511 FAX : 043-496-6398  
URL : <https://www.ss-seisou.jp>

#### 佐倉市担当課

佐倉市環境部廃棄物対策課  
TEL : 043-484-6149

#### 酒々井町担当課

酒々井町経済環境課環境対策室  
TEL : 043-496-1171 (代)